

～緊急事態宣言等に伴う事業者支援～ 沼津市独自の応援金等制度の創設について

要 旨

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う、時短要請や外出自粛などの影響により、売上げが減少した市内事業者の事業継続を支援するため、本市では独自の応援金制度等の創設について方針を固めました。

概 要

1 中小企業等応援金(案)

飲食店への営業時間の短縮及び外出自粛などの要請により売上げが減少した中小・個人事業主に対し、静岡県が支給する応援金に上乘せして支給。

(対 象) 令和3年8月及び9月の売上げ、令和元年又は2年の同月と比較して30%以上50%未満減少している中小企業又は個人事業主

※ 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給対象事業者は除く

(支給額) 法人：上限10万円/月、個人事業主：上限5万円/月

2 観光事業者支援金(案)

引き続き厳しい経営状況が続いている宿泊や観光サービス等の観光事業者に対しては、沼津市独自の支援金を支給。

(対 象) 令和3年4月から8月までのうち、いずれかの月の売上げ、令和元年又は2年の同月と比較して30%以上減少している観光事業者

※ 観光事業者…宿泊・マリンレジャーなどの観光サービス・旅行代理店

(支給額) 宿泊事業者：30万円～50万円、旅行代理店：30万円

観光サービス事業者：30万円～50万円

3 その他

- ・上記1、2の制度を重複しての受給は不可
- ・財源として、地方創生臨時交付金を充当する予定

お問い合わせ先

沼津市役所 産業振興部

(中小企業等応援金) 商工振興課 直通：055-934-4748

(観光事業者支援金) 観光戦略課 直通：055-934-4747

